



# KPMG Japan Tax Newsletter

6 October 2021



## 電子帳簿保存法

## 2021年度税制改正の解説及び導入に関する留意点

KPMG税理士法人

パートナー 菅 健一郎

マネジャー 徳平 貴子

I. 2021年度税制改正の概要.....	2
II. 帳簿書類の区分ごとの改正の内容.....	3
1. 国税関係帳簿の電磁的記録の保存に関する改正.....	3
2. 国税関係書類の電磁的記録の保存に関する改正.....	6
3. 国税関係書類のスキャナ保存に関する改正.....	7
4. 電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存に関する改正.....	9
III. 電磁的記録の適正な保存を担保するための措置.....	10
1. 国税関係帳簿又は国税関係書類等とみなす電磁的記録の整備.....	10
2. 災害その他やむを得ない事情に係る宥恕措置の整備.....	11
3. 重加算税の加重措置の整備.....	11

近年、電子帳簿書類の保存について改正が行われ、徐々に利用件数は増加していますが、ウィズコロナ時代における税務手続の電子化や、デジタル化の進む経済社会における適正課税のあり方について政府税制調査会や専門家会合で議論が行われてきました。2021年度税制改正では、こうした議論における指摘や経済社会のデジタル化の現状を踏まえ、経理の電子化による生産性の向上、テレワークの推進、クラウド会計ソフト等の活用による記帳水準の向上に資する観点から、帳簿書類の電子化について適正性を確保しつつ、抜本的に簡素化するための措置が講じられました。

(このニュースレターでは、COM(電子計算機を用いて電磁的記録を出力することにより作成するマイクロフィルム)による保存に関する内容は割愛しております。)

## I. 2021年度税制改正の概要

2021年度税制改正により、帳簿書類の電子化について要件が大幅に改正される一方で、隠蔽や偽装があった場合の罰則が強化されています。

主な改正のポイントは以下のとおりです。（詳細はII.以降をご覧ください。）

項目	概要
事前承認制度の廃止	<ul style="list-style-type: none"> <li>「国税関係帳簿の電磁的記録の保存」「国税関係書類の電磁的記録の保存」「国税関係書類のスキャナ保存」について、事前承認制度が廃止された</li> </ul>
システム要件の緩和	<ul style="list-style-type: none"> <li>国税関係帳簿を「一般の電子帳簿」と「優良な電子帳簿」に区分し、「一般の電子帳簿」についてはシステム概要書や操作説明書の備付け、ディスプレイ等の設置、ダウンロードの求めに応じることのみで、帳簿の電子保存ができるようになった</li> <li>検索項目が「取引年月日」「取引金額」「取引先」に限定された</li> <li>「スキャナ保存」について、NTPサーバと同期したクラウドサーバ等で保存を行う場合は、タイムスタンプは不要とされた</li> </ul>
過少申告加算税の減額	<ul style="list-style-type: none"> <li>「優良な電子帳簿」について、過少申告加算税を5%軽減することとされた</li> </ul>
内部統制要件の緩和	<ul style="list-style-type: none"> <li>「国税関係書類のスキャナ保存」について、領収書等への自署が廃止された</li> <li>タイムスタンプの付与期限が最長約2カ月に統一された</li> <li>適正事務処理要件（「相互牽制」「定期的な検査」「再発防止に関する規定」に基づき事務処理を行うこと）が廃止された</li> </ul>
出力書面による保存の廃止	<ul style="list-style-type: none"> <li>「電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存」について、紙による出力保存は認められないこととなった</li> </ul>
罰則規定の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>「国税関係書類のスキャナ保存」「電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存」について、隠蔽又は偽装があった場合には、重加算税を10%加重することとされた</li> <li>要件に従った保存がされていない場合には、税制上保存義務のある帳簿書類と扱わないこととされた（青色申告の承認取り消しに繋がる可能性あり）</li> </ul>

## II. 帳簿書類の区分ごとの改正の内容

電子帳簿保存法では、帳簿書類の種類ごとに下記の4つに区分がされ、その区分ごとに適用要件が定められています。本ニュースレターでは、区分ごとに改正の内容をご説明します。

	区分	対象	具体例
1.	国税関係帳簿の電磁的記録の保存	・ 国税で保存が義務付けられている帳簿で、自己が一貫して電子計算機を使用して作成するもの	総勘定元帳、仕訳帳、売上帳などの補助元帳など
2.	国税関係書類の電磁的記録の保存	・ 決算関係書類や、自社が発行して相手方に交付する書類の控えデータで、自己が一貫して電子計算機を使用して作成するもの	決算関係書類： 損益計算書、貸借対照表など 取引関係書類： 自社が作成して相手方に交付した請求書、見積書などの控えデータ
3.	国税関係書類のスキャナ保存	・ 相手方から紙ベースで受領した取引関係書類、相手方へ紙ベースで送付した取引関係書類の控え	領収書、請求書、契約書など
4.	電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存	・ 紙での授受ではなく、電磁的方式による取引情報の授受が行われたもの	電子メール、PDFファイルによる請求書、領収書等、EDIシステムにおける取引情報など

### 1. 国税関係帳簿の電磁的記録の保存に関する改正

国税関係帳簿の適用要件の改正前と改正後の比較は、以下のとおりです。

		国税関係帳簿の電子データ保存		
		改正前	改正後	
			一般	優良
<b>真実性の確保</b> 電子文書が不正に改ざんされないように処置を講ずること	記録事項の訂正削除の履歴が確認できるシステムを使用すること	●		●
	解像度/階調/大きさ情報の要件を満たすシステムを使用すること			
	一定期間内に入力を行うこと、タイムスタンプを付すこと			
	入力を行う者又はその者を直接監督する者の情報を確認できること			
<b>可視性の確保</b> 電子文書が必要ときに確認できるよう環境整備すること	条件を設定した検索ができること	●		● (緩和)
	電子化した帳簿と関連帳簿とにおいて相互に関連性を確認できること	●		●
	パソコン、ディスプレイ、プリンタ等を備付け、速やかに出力できること	●	●	●
	システム関係書類等（システム概要書、事務処理マニュアル等）の備付けを行うこと	●	●	●
	質問検査権に基づくダウンロードの求めに応じること		●	▲

## (1) 事前承認制度の廃止

(2022年1月1日以後に備付けを開始する国税関係帳簿から適用)

国税関係帳簿の電磁的記録による保存制度の利用にあたっての事務負担を軽減する観点から、その承認制度が廃止されました。事前手続が不要となったことにより、保存要件等を満たすことで、本制度を利用することが可能となります。

## (2) 一般の電子帳簿

(2022年1月1日以後に備付けを開始する国税関係帳簿から適用)

たとえば中小事業者においても、その多くは会計ソフト等を用いて電子的に帳簿を作成しているものの、改正前の要件を満たさない場合には紙出力で保存をするしかないという状況でしたが、改正後は、最低限の要件を満たした「一般の電子帳簿」という区分が設けられ、改正前に設けられていた電磁的記録の訂正・削除・追加の履歴の確保や検索機能の確保といった要件が廃止され、以下の要件を満たすことで帳簿の電子保存が行えるようになりました。

### ① 電子計算機処理システムの概要書等の備付け

(i) 電子計算機処理システムの概要を記載した書類、(ii) システムの開発に際して作成した書類、(iii) 操作説明書、(iv) 国税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存に関する事務手続を明らかにした書類を備え付けること。(市販システムの場合は (i) 及び (ii) は不要)

### ② 見読可能装置の備付け

国税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をする場所に、その電磁的記録の電子計算機処理の用に供することができる電子計算機、プログラム、ディスプレイ及びプリンタ並びにこれらの操作説明書を備え付け、その電磁的記録をディスプレイの画面及び書面に、整然とした形式及び明瞭な状態で、速やかに出力することができるようにしておくこと。

### ③ ダウンロードの求めに応じること

税務調査の際に、税務当局からの質問検査権の行使として行われるダウンロードの求めに応じることができるようにしておくこと。

→ 電子帳簿保存法取扱通達（以下、取扱通達）4-14の趣旨説明によると、「たとえば、CSV出力が可能であって、税務職員がCSV形式でダウンロードを求めたにも関わらず、検索性等に劣るそれ以外の形式で提出された場合は、ダウンロードの求めに応じたことにはならない」と記載されているため、税務当局は検索性の確保された形式でのダウンロードを念頭に置いていると思われま

### (3) 優良な電子帳簿

(2022年1月1日以後に法定申告期限が到来する国税から適用)

事後検証可能性の高い改正前の電子帳簿保存法の要件を満たした電子帳簿については、「優良な電子帳簿」と位置付けられました。

#### ① 検索機能の確保要件

以下の要件を満たした検索機能を確保しておくこととされています。

- (i) 取引年月日、取引金額及び取引先（以下 (ii) 及び (iii) において「記録項目」といいます。）について、その範囲を検索の条件として設定することができること。  
→ 改正前の「取引年月日、勘定科目、取引金額その他の国税関係帳簿の種類に応じた主要な記録項目を検索条件として設定できること。」という要件から緩和されました。
- (ii) 日付又は金額に係る記録項目について、その範囲を指定して条件を設定することができること。
- (iii) 2以上の任意の記録項目を組み合わせ条件を設定することができること。

なお、ダウンロードの求めに応じる場合には、上記 (ii) 及び (iii) の要件の充足は不要とされています。

#### ② その他の要件

「優良な電子帳簿」となるためには、「電磁的記録の訂正・削除・追加の履歴の確保」、「各帳簿間での相互関連性の確保」、「電子計算処理システムの概要書等の備付け」及び「見読可能装置の備付け」の要件についても満たす必要があります。

#### ③ 過少申告加算税の軽減

「優良な電子帳簿」に記載された事項に関して修正申告書の提出又は更正があった場合でも、その申告漏れについて課される過少申告加算税の額を5%軽減するインセンティブが設けられました。この「優良な電子帳簿」のインセンティブを受ける場合には、保存が義務付けられている帳簿（以下、特例国税関係帳簿）について、修正申告等があった場合には本措置の適用を受ける旨及び特例国税関係帳簿の種類等を記載した届出書（軽減加算税適用届出書）を納税地等の所轄税務署長等に提出する必要があります。

なお、「優良な電子帳簿」の対象となる特例国税関係帳簿とは、所得税法施行規則第58条第1項、法人税法施行規則第54条又は消費税法第30条第7項等に規定する帳簿を指し、適用を受けようとする税目に係る全ての帳簿を電子帳簿保存法の要件を満たして保存している必要があります（国税庁「電子帳簿保存法一問一答【電子計算機を使用して作成する帳簿書類関係】問36」）。

#### ④ 改正後の検討ポイント

今後の対応方法としては、(i) 紙保存を継続するのか、(ii) 「一般の電子帳簿」としての電子保存を目指すのか又は (iii) 「優良な電子帳簿」を目指すのかの3パターンからの選択を行うこととなります。もし (i) による場合には特段検討事項はありませんが、(ii) による場合には、現在使用しているシステムが検索機能を確保した形（CSV形式等）でのダウンロードが可能か、確認が必要と考えられます。また、「優良な電子帳簿」については、全ての帳簿において保存要件等を満たしている必要があると考えられますが、固定資産台帳や給与台帳などについても要件を満たすことが可能か、検討が必要となります。

### 2. 国税関係書類の電磁的記録の保存に関する改正 (2022年1月1日以後に保存が行われる国税関係書類)

国税関係書類の適用要件の改正前と改正後の比較は、以下のとおりです。

		国税関係書類の電子データ保存	
		改正前	改正後
<b>真実性の確保</b> 電子文書が不正に改ざんされないように処置を講ずること	記録事項の訂正削除の履歴が確認できるシステムを使用すること		
	解像度/階調/大きさ情報の要件を満たすシステムを使用すること		
	一定期間内に入力を行うこと、タイムスタンプを付すこと		
	入力を行う者又はその者を直接監督する者の情報を確認できること		
<b>可視性の確保</b> 電子文書が必要ときに確認できるよう環境整備すること	条件を設定した検索ができること	●	▲ (不要)
	電子化した帳簿と関連帳簿とにおいて相互に関連性を確認できること		
	パソコン、ディスプレイ、プリンタ等を備付け、速やかに出力できること	●	●
	システム関係書類等（システム概要書、事務処理マニュアル等）の備付けを行うこと	●	●
	質問検査権に基づくダウンロードの求めに応じること		●

#### (1) 事前承認制度の廃止

国税関係帳簿と同様に、国税関係書類の電磁的記録による保存制度の利用にあたる事務負担を軽減する観点から、その承認制度が廃止されました。

#### (2) 検索機能の確保の緩和

保存義務者は、国税関係書類の全部又は一部について、自己が一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、改正前に求められていた検索機能の確保の要件の充足は不要とされました。

ただし、検索機能を有したシステムを使用している場合には、ダウンロードの求めに応じることの要件の充足は不要とされます。

### (3) 改正後の検討ポイント

検索機能の確保が不要とされたことから、電子計算機を使用して請求書等を作成している場合には、本要件を満たして電磁的記録の保存を行うことができるケースが多いと考えられます。

実務的に迷うことが多いケースとして、たとえば、受発注についてインターネットファクシミリを利用するケース（取扱通達7-8）や、請求書を電子メールで得意先に送付するケースが挙げられます。このようなケースでは、「国税関係書類（作成データ）」、「国税関係書類（紙）」、「電子取引情報の電子データ（電子メールのPDF等）」のどれを保存対象とすべきか、取扱通達やQ&Aに照らして検討が必要となりますが、不明点が解消しない場合は、事前に、国税局や税務署に照会せざるを得ないケースもあると考えられます。

### 3. 国税関係書類のスキャナ保存に関する改正 (2022年1月1日以後に保存が行われる国税関係書類から適用)

国税関係書類のスキャナ保存の適用要件の改正前と改正後の比較は、以下のとおりです。なお、以下の図表及び適用要件に関する解説は、重要書類（決算関係書類以外の国税関係書類をいい、一般書類を除きます。）に係るものです。

		国税関係書類のスキャナ保存	
		改正前	改正後
<b>真実性の確保</b> 電子文書が不正に改ざんされないように処置を講ずること	記録事項の訂正削除の履歴が確認できるシステムを使用すること	●	●
	解像度/階調/大きさ情報の要件を満たすシステムを使用すること	●	●
	一定期間内に入力を行うこと、タイムスタンプを付すこと	●	● (緩和)
	入力を行う者又はその者を直接監督する者の情報を確認できること	●	●
<b>可視性の確保</b> 電子文書が必要ときに確認できるよう環境整備すること	条件を設定した検索ができること	●	● (緩和)
	電子化した記録事項と関連帳簿とにおいて相互に関連性を確認できること	●	●
	パソコン、ディスプレイ、プリンタ等を備付け、速やかに出力できること	●	●
	システム関係書類等（システム概要書、事務処理マニュアル等）の備付けを行うこと	●	●
	質問検査権に基づくダウンロードの求めに応じること		▲

### (1) 事前承認制度の廃止

国税関係帳簿及び国税関係書類の電磁的記録の保存と同様に、国税関係書類のスキャナ保存による保存制度の利用にあたっての事務負担を軽減する観点から、その承認制度が廃止されました。

## (2) 訂正削除履歴保存要件の緩和

従前の訂正等の内容を確認できるシステムのほか、訂正等による改ざんが不可能なシステム（訂正等を行うことができないシステム）もその対象とするとされました。

## (3) 入力期限・タイムスタンプ要件の緩和

入力とは、スキャンした国税関係書類の電磁的記録にタイムスタンプが付された状態又はその後のその電磁的記録の記録事項に係る訂正・削除の履歴等を確認できるシステム（訂正・削除ができないシステムを含みます。）に格納した状態にすることをいいます（国税庁「電子帳簿保存法一問一答【スキャナ保存関係】」問21）。

改正前は受領者等がスキャナによる読み取りを行う場合には、電子データ等の改ざんを防止する観点から、国税関係書類を受領等した後、その受領者等が署名の上、おおむね3営業日以内にタイムスタンプを付すこととされていましたが、改正後は、受領者等の署名は廃止され、原則としておおむね7営業日以内、最長で2ヵ月+おおむね7営業日以内に入力することで足りることとされました。（ただし、2ヵ月+おおむね7営業日の場合には、国税関係書類の受領等から入力までの事務処理に関する規程の整備が必要です。）

また、保存義務者がその入力期限までにその国税関係書類に係る記録事項を入力したことを確認することができる場合は、その入力後の電子データについて更なる改ざんの有無の確認が可能であることから、タイムスタンプは不要とされました。これは、たとえば、他社が提供・管理するクラウドサーバがNTPサーバと同期しており、かつ、スキャナデータが保存された時刻の記録及びその時刻が変更されていないことを確認できること等により、客観的にそのデータ保存の正確性が担保されている場合が該当すると考えられます（取扱通達4-28）。

（なお、改正前と同様に、一般書類（資金や物の流れに直結・連動しない書類として国税庁長官が定めるもの）については入力期限の制限なく、入力することができることとされています。）

## (4) 検索機能の確保の緩和

国税関係帳簿の電磁的記録の保存と同様の改正が行われました。詳細は、上記1. 「(3) 優良な電子帳簿」の「① 検索機能の確保要件」をご参照ください。

## (5) 適正事務処理要件の廃止

事業者におけるペーパーレス化を一層促進する観点から、2名以上の体制で行う「適正事務処理要件」「定期検査」「再発防止策の策定、経営陣への報告」が要件から削除されました。

## (6) 改正後の検討ポイント

スキャナ保存の一番大きな障害となっていた適正事務処理要件が廃止されたことはスキャナ保存をするには大変大きな改正事項と考えられます。しかしなが



ら、入力期限を原則のおおむね7営業日以内ではなく、2か月＋おおむね7営業日以内とする場合には、受領等から入力までの各事務処理に関する規程（ワークフローなど企業の方針を定めたもの（国税庁「電子帳簿保存法一問一答【スキャナ保存関係】」問49）の作成が求められます。

（なお、一般書類を入力期限の制限なく入力する場合には、電磁的記録の作成及び保存に関する事務の手続を明らかにした書類（責任者、作業の過程、順序及び入力方法などの手続を明確に表現したもの、同一問一答問49）の作成が必要となります。）

#### 4. 電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存に関する改正 (2022年1月1日以後に行う電子取引の取引情報から適用)

電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存の適用要件の改正前と改正後の比較は、以下のとおりです。

		電子取引情報の電子データ保存	
		改正前	改正後
<b>真実性の確保</b> 電子文書が不正に改ざんされないように処置を講ずること	記録事項の訂正削除の履歴が確認できるシステムを使用すること		
	解像度/階調/大きさ情報の要件を満たすシステムを使用すること		
	一定期間内にタイムスタンプを付すこと（注）	●	● (緩和)
	データの保存を行う者又はその者を直接監督する者の情報を確認できること（注）	●	●
<b>可視性の確保</b> 電子文書が必要ときに確認できるように環境整備すること	条件を設定した検索ができること	●	● (緩和)
	電子化した記録事項と関連帳簿とにおいて相互に関連性を確認できること		
	パソコン、ディスプレイ、プリンタ等を備付け、速やかに出力できること	●	●
	システム関係書類等（システム概要書、事務処理マニュアル等）の備付けを行うこと	●	●
	質問検査権に基づくダウンロードの求めに応じること		▲

（注）訂正削除ができないシステムに保存する場合や事務処理要件に従って保存する場合等には、これらの要件は不要となる

##### (1) 出力書面による保存措置の廃止

所得税及び法人税に係る保存義務者について、電子取引の取引情報に係る電磁的記録を出力して作成した書面の保存をもって、電磁的記録の保存に変えることができる措置が廃止されました。ただし、消費税に係る保存義務者は、引き続き、電子取引の取引情報に係る電磁的記録を出力した書面を保存することが可能とされています。

## (2) タイムスタンプ要件の緩和

タイムスタンプを付すまでの期間をスキャナ保存におけるタイムスタンプの取扱いと整合させるため、スキャナ保存における入力期間（原則としておおむね7営業日以内、最長で2ヵ月＋おおむね7営業日以内）に相当する期間内にタイムスタンプを付すこととされました。

なお、スキャナ保存と同様、2ヵ月＋おおむね7営業日以内の場合は、取引情報の授受からタイムスタンプを付すまでの各事務処理に関する規程の整備が必要となります。

## (3) 検索機能の確保の緩和

国税関係帳簿の電子データ保存及び国税関係書類のスキャナ保存と同様の措置が講じられました。詳細は上記1.「(3) 優良な電子帳簿」の「① 検索機能の確保要件」をご参照ください。

なお、国税庁「電子帳簿保存法一問一答【電子取引関係】」問33によると、電子取引の取引データを保存するシステムがない場合に検索機能の確保要件を満たす方法として、たとえばエクセル等の表計算ソフトにより、取引データに係る取引年月日その他の日付、取引金額、取引先の情報を入力して一覧表を作成し、そのエクセル等の機能により、入力された項目間で範囲指定、二以上の任意の記録項目を組み合わせて条件設定をすることが可能な状態であれば、検索機能の確保要件を満たす旨が記載されています。また、ファイル名に検索に必要な項目を入力することで検索機能を満たす方法も例示されています。

## (4) 改正の検討ポイント

まずは2022年1月1日に向けて、社内に電子取引の取引情報に係る電磁的記録がどの程度存在するかの棚卸が必要となります。電子取引の取引情報の授受は様々な部署で行われていることが考えられるため、まずは各部署へのアンケートを行い、全貌を把握することが必要となります。また、全貌を把握するとともに、システム会社の選定や、システムを導入しない場合にはどのように検索要件を満たすのか、事務処理規程や社内運用ルールの策定をどのように行うのかなどを早急に検討する必要があると考えられます。

### III. 電磁的記録の適正な保存を担保するための措置

スキャナ保存制度及び電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存制度において、適切な保存を担保するための措置が設けられました。

#### 1. 国税関係帳簿又は国税関係書類等とみなす電磁的記録の整備

改正後の保存要件に従って保存が行われている国税関係帳簿又は国税関係書類に係る電磁的記録に限り、他の国税に関する規定の適用上、国税関係帳簿又は国税関係書類とみなすこととされました。つまり、改正前は承認制度であることを前提として、一部の保存要件を満たさなくなった場合であったとしても、承認を受けて保存等が行われている限りにおいては、他の国税に関する規定の適用上、その電磁的記録を国税関係帳簿書類とみなすこととされていましたが、

今回の承認制度の廃止に伴い、その保存要件に従って保存が行われていない電磁的記録は、原則として、国税関係帳簿又は国税関係書類とみなされないこととされるため、たとえば、消費税の仕入税額控除の要件である帳簿及び請求書等の保存がなされていないと指摘を受ける可能性が考えられます。

また、電子取引の取引情報に係る電磁的記録は、他の国税に関する規定の適用上、「国税関係書類以外の書類」と呼ばれますが、改正後は要件を満たした保存が行われている場合に限り、「国税関係書類以外の書類」とみなすこととされました。したがって、適切に要件を満たした保存が行われていない場合には、「国税関係書類以外の書類」の保存が行われていないとして、青色申告の承認取消し等の事由に該当し得ることとなります。

## 2. 災害その他やむを得ない事情に係る宥恕措置の整備

保存義務者が、災害その他やむを得ない事情により、改正後の保存要件に従って国税関係書類のスキャナ保存に係る電磁的記録の保存を行うことができなかったことを証明した場合には、その保存要件に関わらず、その電磁的記録の保存をすることができることとされました。これは、改正後の保存要件に従って国税関係書類に係る電磁的記録のスキャナ保存が行われていない場合において、その原本（国税関係書類）が廃棄されているときは、各税法の規定に基づく保存義務を履行されていないものとして扱われることとなり、また、青色申告の承認取消し等の事由にも該当し得ることになる点を踏まえ、災害等の保存義務者の責めに帰すことができない状況において、保存要件を満たすことが困難となった場合には、それを保存義務者において証明することにより、その保存要件に関わらずその電磁的記録の保存を行うことができることとされたものです。

ただし、その事情が生じなかった場合において、その保存要件に従ってその電磁的記録の保存をすることができなかったと認められる場合にはこの限りではないとされています。（たとえば、災害等の事情が生じる前に作成又は受領した国税関係書類について、災害等の事情が生じた時点ですでにスキャナ保存を行う際の入力期間を経過しているなど、保存要件を満たしていなかった場合等がこれに該当します。）

なお、電子取引の取引情報に係る電磁的記録についても、改正後の保存要件に従って保存が行われていない場合には、「国税関係書類以外の書類」とみなされず、また、青色申告の承認取消し等の事由に該当し得ることから、保存義務者の責めに帰すことができない状況における保存要件充足の困難性を考慮して、スキャナ保存の場合と同様に上記の宥恕措置が設けられています。

## 3. 重加算税の加重措置の整備

### （2022年1月1日以後に法定申告期限等が到来する国税から適用）

スキャナ保存又は電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存については、紙によってその書類等の保存をする場合に比し、複製・改ざんが簡便で、また、その痕跡が残りにくいことから、これらの電磁的記録に記録された事項について、隠蔽仮装された事実に基づいて期限後申告等が行われた場合の重加算税の額に

については、通常課される重加算税の金額に、その重加算税の基礎となるべき税額の10%に相当する金額を加重した金額とすることとされました。

なお、電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存については、所得税と法人税に係るもののみが対象となっているため、消費税法において電磁的記録による保存が可能とされている電磁的記録に記録された事項についても、重加算税が10%加重される措置が創設されています。

\*\*\*

本ニュースレターの内容に関するお問い合わせ及びご質問は、KPMGの貴社担当者までご連絡くださいますようお願いいたします。

**KPMG税理士法人**

〒106-6012

東京都港区六本木1-6-1 泉ガーデンタワー

TEL: 03-6229-8000

FAX: 03-5575-0766

〒530-0005

大阪府大阪市北区中之島2-2-2 大阪中之島ビル15F

TEL: 06-4708-5150

FAX: 06-4706-3881

〒450-6426

愛知県名古屋市中村区名駅3-28-12

大名古屋ビルヂング26F

TEL: 052-569-5420

FAX: 052-551-0580

〒600-8216

京都市下京区塩小路通西洞院東入東塩小路町843-2

日本生命京都ヤサカビル7F

TEL : 075-353-1270

FAX : 075-353-1271

〒730-0031

広島県広島市中区紙屋町2-1-22

広島興銀ビル7F

TEL: 082-241-2810

FAX: 082-241-2811

〒810-0001

福岡県福岡市中央区天神1-12-14

紙与渡辺ビル4F

TEL: 092-712-6300

FAX: 092-712-6301

[info-tax@jp.kpmg.com](mailto:info-tax@jp.kpmg.com)  
[home.kpmg/jp/tax](http://home.kpmg/jp/tax)

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降における正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2021 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.